⑵　国内における立法の動き

このような社会構造の変化を受けて，我が国においても，これに対応するために本件規定の改正に向けた様々な検討がされた。

その結果，上記の「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」及びこれを更に検討した上で平成８年に法制審議会が法務大臣に答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」においては，いわゆる選択的夫婦別氏制という本件規定の改正案が示された。

上記改正案は，本件規定が違憲であることを前提としたものではない。しかし，上記のとおり，本件規定が主として女性に不利益・不都合をもたらしていることの指摘の他，「我が国において，近時ますます個人の尊厳に対する自覚が高まりをみせている状況を考慮すれば，個人の氏に対する人格的利益を法制度上保護すべき時期が到来しているといって差し支えなかろう。」，「夫婦が別氏を称することが，夫婦・親子関係の本質なり理念に反するものではないことは，既に世界の多くの国において夫婦別氏制が実現していることの一事をとっても明らかである。」との説明が付されており，その背景には，婚姻の際に夫婦の一方が氏を改めることになる本件規定には人格的利益や夫婦間の実質的な平等の点において問題があることが明確に意識されていたことがあるといえるのである。

なお，上記改正案自体は最終的に国会に提出されるには至らなかったものの，その後，同様の民法改正案が国会に累次にわたって提出されてきており，また，国会においても，選択的夫婦別氏制の採用についての質疑が繰り返されてきたものである。

そして，上記の社会構造の変化は，平成８年以降，更に進んだとみられるにもかかわらず，現在においても，本件規定の改廃の措置はとられていない。

⑶　海外の動き

夫婦の氏についての法制度について，海外の動きに目を転じてみても，以下の点を指摘することができる。

前提とする婚姻及び家族に関する法制度が異なるものではあるが，世界の多くの国において，夫婦同氏の他に夫婦別氏が認められている。かつて我が国と同様に夫婦同氏制を採っていたとされるドイツ，タイ，スイス等の多くの国々でも近時別氏制を導入しており，現時点において，例外を許さない夫婦同氏制を採っているのは，我が国以外にほとんど見当たらない。

我が国が昭和60年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づき設置された女子差別撤廃委員会からは，平成15年以降，繰り返し，我が国の民法に夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が含まれていることについて懸念が表明され，その廃止が要請されるにまで至っている。

⑷　まとめ

以上を総合すれば，少なくとも，法制審議会が法務大臣に「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した平成８年以降相当期間を経過した時点においては，本件規定が憲法の規定に違反することが国会にとっても明白になっていたといえる。また，平成８年には既に改正案が示されていたにもかかわらず，現在に至るまで，選択的夫婦別氏制等を採用するなどの改廃の措置はとられていない。

したがって，本件立法不作為は，現時点においては，憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたものとして，国家賠償法１条１項の適用上違法の評価を受けるものである。そして，本件立法不作為については，過失の存在も否定することはできない。このような本件立法不作為の結果，上告人らは，精神的苦痛を被ったものというべきであるから，本件においては，上記の違法な本件立法不作為を理由とする国家賠償請求を認容すべきであると考える。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　千葉　勝美
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山本　庸幸
裁判官　山﨑　敏充
裁判官　池上　政幸
裁判官　大谷　直人
裁判官　小池　　裕

当　事　者　目　録

上　告　人　X_1x_1
（戸籍上の氏名）　Ax_1
上　告　人　X_2x_2
上　告　人　X_3x_3
上　告　人　X_4x_4
（戸籍上の氏名）　Bx_4
上　告　人　X_5x_5
（戸籍上の氏名）　Cx_5

上記５名訴訟代理人弁護士

榊原富士子
打越さく良
大谷美紀子
折井　　純
金塚　彩乃
川見　未華
橘高真佐美
小島　延夫
塩生　朋子
竹下　博將
竪　十萌子
寺原真希子
中川　武隆
早坂由起子
渕上　陽子
山崎　　新
吉岡　睦子
伊藤朝日太郎
小野山　静

被　上　告　人　国
同代表者法務大臣　岩城　光英
同指定代理人　定塚　　誠
清野　正彦
伊藤　清隆
木上　寛子
中野　恭介
鈴木　秀孝
前田　佳行
前村　俊二
大塚　竜郎
田中　寿径

公　告

諮問庁

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３５号

茨城県潮来市水原347番地
債務者　高須加代子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第９３号

栃木県小山市大字向原新田99番地９　レオパレスポポラーレ105号、前住所宇都宮市石井町2828番地１
債務者　菊池　紀美
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２２９９号

横浜市南区永田みなみ台２番９－711号
債務者　中津　裕善
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　由幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部